

本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第1163号

令和8年度

本山保育所入所申込受付について

令和8年度に保育所へ入所を希望する児童がおいでる方は、入所申込書等必要書類に記入のうえ、次のとおり申し込んでください。

必要書類は、本山保育所 本山町教育委員会（本山町プラチナセンター内）にあります。

【入所条件】次のいずれかに該当することが必要です。

・就労（パートタイム・自営業・在宅勤務等を含む）

※就労日数・就労時間については、1ヶ月あたり48時間以上

・同居又は長期入院等をしている親族の介護、看護

・妊娠、出産 ・保護者の疾病、障害

・求職活動（起業準備を含む）

・就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）

・虐待やDVのおそれがあること ・災害復旧

などの事情によって、保護者が家庭で保育することができない場合に限ります。

条件に該当しない場合は入所できませんのでご了承ください。

【申込方法】

○新規の申込みは、次の日程で面接にて受け付けます。お子さんを連れてお越しください。

【場所】本山町プラチナセンター

【日時】12月4日（木）

午前10時～正午・午後1時～午後3時

○在園児童は、保育所から必要書類をお渡ししますので、11月28日（金）までに保育所へ提出してください。申込み期間を過ぎると、4月当初の入所決定選考から除かれますので、必ず期間内に申し込みください。

○年度途中の申し込みは、入所希望月の前月10日までに教育委員会へ申し込みをしてください。定員を超える場合は欠員待ちとなります。

【保育所紹介】

名称	所在地	受入年齢	定員	開所の曜日・時間
本山町立本山保育所	本山町本山558-1	0歳児（令和7年4月2日～令和7年10月1日生）から 5歳児（令和7年4月2日生）	100名	月曜～金曜 標準時間 午前7時30分～午後6時30分 短時間 午前8時～午後4時 土曜日 標準時間 午前7時30分～午後6時30分 短時間 午前8時～正午 ○保育標準時間：フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間） ○保育短時間：パートタイム就労を想定した利用時間（8時間）

【問い合わせ先】

教育委員会 電話 76-3913

本山保育所 電話 76-3003

本山保育所

会計年度任用職員募集について

【募集要件等】

【職名】保育士又は保育補助者

【勤務場所】本山町立本山保育所（本山558-1）

【募集人員】1名

【業務内容】保育補助業務及び担任補助業務

【任用予定期間】

令和7年12月1日から令和8年3月31日まで

【勤務時間】午前7時30分から午後6時30分までのうち7時間45分（勤務日数・勤務時間応相談）

【時間外労働】なし（生じる際は応相談）

【休憩時間】昼休憩60分

【休日等】日曜日（週休2日シフト制）、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

【報酬】保育士：月額201,000円～220,000円 保育補助者：月額188,000円～200,000円

1,000円

【資格】保育士においては保育士資格

【賞与】無し 【健康保険・厚生年金】有り

【雇用保険】有り 【災害補償保険】有り

【応募方法】

教育委員会に備付の応募申込書を11月21日（金）午後5時までに教育委員会へ提出（郵送可）

【選考方法】

書類選考（※必要に応じて面接を実施）

【問い合わせ先】

教育委員会教育総務班

電話 76-3913

令和7年度狩猟免許試験及び

初心者講習会（冬季）のご案内

令和7年度の狩猟者免許試験及び初心者講習会（冬季）の日程の連絡がありましたので周知をします。

県が実施する狩猟免許試験

日時	試験を行う 免許の書類	会場
令和7年12月13日(土) 10時から	わな猟	四万十市防災センター (四万十市不破2058-20) 電話(0880)37-0009
令和7年12月14日(日) 10時から	第一種銃猟 第二種銃猟	
令和7年12月21日(日) 10時から	わな猟	田野町ふれあいセンター (安芸郡田野町1456-42) 電話(0887)38-2511
令和8年1月17日(土) 10時から	わな猟 網猟	高知県立ふくし交流プラザ (高知市朝倉戊375-1) 電話(088)844-9234
令和8年1月18日(日) 10時から	第一種銃猟 第二種銃猟	

【申請方法】各試験日の12日前までに、高知県鳥獣対策室又は高知県猟友会に必着するよう持参又は郵送ください。

【申請書】県鳥獣対策室のホームページからダウンロード、もしくは、嶺北地区猟友会事務局（柿本ス

ポーツ）、まちづくり推進課にて配布しています。

【狩猟免許の問い合わせ先】

高知県 中山間地域対策課 鳥獣対策室

電話088—8233—9042

猟友会が実施する初心者講習会

日時	実施する 講習の種類	会場
令和7年12月6日(土) 9時から	わな猟 第一種銃猟 第二種銃猟	四万十市防災センター (四万十市不破2058-20) 電話(0880)37-0009
令和7年12月13日(土) 9時から	わな猟	田野町ふれあいセンター (安芸郡田野町1456-42) 電話(0887)38-2511
令和8年1月10日(土) 9時から	わな猟 第一種銃猟 第二種銃猟	高知県立ふくし交流プラザ (高知市朝倉戊375-1) 電話(088)844-9234

【申請方法】各試験日の12日前までに、高知県猟友会に必着するよう持参又は郵送ください。

初心者講習は事前に高知県猟友会への予約申し込みが必要となります。また、定員になり次第、申し込みが締め切られますのでご注意ください。

【申請書】高知県猟友会のホームページからダウンロード

ードもしくは、嶺北地区猟友会事務局（柿本スポーツ）、まちづくり推進課にて配布しています。

【初心者講習会のお問い合わせ先】

（一社）高知県猟友会

電話088—856—6641

★本山町では、新規で第1種銃猟免許、第2種銃猟免許、わな猟免許を取得した後、狩猟者登録され、有害鳥獣駆除に協力していただける町内の方に対して、免許取得に係る経費のうち、初心者講習受講料、診断書料、射撃講習料について定額の補助等を行っています。

【補助の手続きについての問い合わせ先】

まちづくり推進課 電話 76—36916

役場の備品を販売します

役場で使わなくなった机、イス、キャビネットなどの備品を販売します。

【販売金額】

備品の種類や大きさに応じ金額を設定します。詳しい金額は当日現地で確認してください。代金の支払いは現金のみです。五百円から千円で販売する予定ですので、できるだけ釣銭の要のないようにご協力をお願いいたします。

【留意事項】

当日は先着順で受付を行います。購入できる個数は制限させていただく場合があります。

販売される備品の金額は当日公表します。

すべて中古品ですのでキス・汚れがあり、壊れている場合もありますので、現状を正確に認識いただきご承の上、ご購入ください。購入後の返品はお受けできません。購入した備品の搬出は代金支払い後に購入者自身で行い、午後1時までにご終了してください。

【日時】11月15日（土） 午前9時～正午

【販売場所】 本山504 旧本山町役場西庁舎
【問い合わせ先】 総務課 電話 76-2223

本山町教育委員会表彰者・団体の

推薦について

教育委員会では来年2月に教育委員会表彰を行う予定です。表彰の目的や表彰の種類は次に示した通りです。推薦したい方がおいでましたら、電話で下記の担当までお知らせください。手続き等についてご説明します。

なお、表彰者は表彰委員会にて決定します。ご連絡をお待ちしています。

【表彰の目的】

町の教育・文化・スポーツ・その他教育全般に関し、特に功績が顕著なもの、若しくは主体の奉仕者として他の模範と認められる善行があった町民(団体を含む)を表彰して、教育の振興を促進する。

町民以外でも、特に本山町に功労があり、また町の大きな名誉となる業績のあった者について表彰の対象とする。

【表彰の種類】

- (1) 一般表彰・・・常に職務に精励し、成績・技能・人格及び素行がすぐれ、他の模範となる個人及び団体
- (2) 功績表彰・・・職員及び教育関係者で次のいずれかに該当する者
 - ① 生命の危険をかえりみず職務を遂行した者
 - ② 職務に関して、有益な研究、発明又は工夫考案をした者
 - ③ 業務の改善及び能率の増進について、著しく貢献した者

④ 災害若しくは事故を未然に防止又は災害に際して特に功績のあった者

⑤ 職務の内外を問わず善行があり、社会の賞賛を受け職員として名誉を高揚した者

⑥ 重要かつ困難な職務を遂行し、特に顕著な成績をあげた者

⑦ 上記の他、委員会が表彰するに値する功績を認め、業績又は善行のあった者

(3) 善行表彰・・・社会の賞賛を受け児童・生徒及び社会人としての模範とするに足る善行のあった個人及び団体

(4) 学校表彰・・・教育の研究及び実践に努め、その成果が特に顕著で他の模範とするに足る学校

(5) 文化表彰・・・学術・芸術・その他文化の向上に努め、功績が特に顕著な個人及び団体

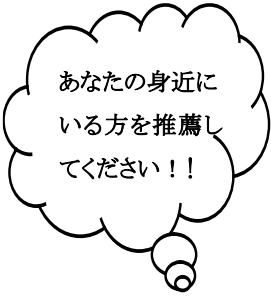
(6) 社会教育表彰・・・社会教育学級及び教育関係の研究実践グループの活動により教育の発展と振興に寄与した個人及び団体

(7) スポーツ表彰・・・運動競技会等において優秀な成績をおさめた個人、団体及びスポーツクラブ等の育成指導に努め、その功績が著しく顕著な者

【推薦の期日】 令和7年12月19日(金)

【連絡先】

教育委員会 電話 76-3913 (担当 竹嶋)



「フリーランス・事業者間取引

適正化等法」について

近年、配送やデザイン制作など多様な業種でフリーランスとして働く方が増えています。一方フリーランスは「個人」、つまり従業員を雇用せず一人で業務を行う形態のため、「組織」として事業を行う企業等の発注事業者との間で交渉力などに格差が生じやすくなります。そのため、「報酬が支払われない」「一方的に仕事内容を変更される」「ハラスメントを受けた」等のトラブルの増加が問題となっています。

このような状況を改善し、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事できる環境を整備するため、令和6年11月にこの法律が施行されました。この法律は、次のことを目的としています。

①フリーランスと方々と企業等の発注事業者との間の取引の適正化

②フリーランスの方々の就業環境の整備

具体的には、発注事業者に対して、①の観点から、仕事を発注した際の取引条件の明示や成果物の受領から原則60日以内での報酬の支払いを義務付けるとともに、受領拒否や報酬減額等を禁止事項とするほか、②の観点から、育児介護等との両立への配慮やハラスメント対策のための相談体制の整備などについて義務付けられました。

法律の概要や最新の情報など、詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

【厚生労働省ホームページ】

フリーランスとして業務を行う方・フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ

【問い合わせ先】

高知労働局雇用環境・均等室

電話 088-8855-6041

11月25日～12月1日は

犯罪被害者週間です

犯罪に遭われた方々が平穏な暮らしを取り戻せるよう、高知県では、県や市町村、関係団体が一体となり、支援に取り組んでいます。その取り組みの一つとして、毎年11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」と定め、犯罪被害の理解を深める集中的な啓発事業を行っています。

誰もが突然、犯罪被害者になる可能性があります。一人で悩まず、まずは相談してください。

・犯罪被害者ホットライン（警察）

電話 0888-871-3110

・こころ被害者支援センター

電話 0888-854-7867

・性暴力被害者サポートセンター

電話 0120-8335-3500

・総務課

電話 76-22233

毎月第3木曜日は行政相談の日です

行政相談委員は、国、県、市町村が行っている仕事に対する住民の皆さんからの苦情や意見・要望を受け、その解決や実現のお手伝いをしています。

相談は、毎月第3木曜日に町役場で開設される行政相談所で受け付けています。お気軽にご相談ください。

【日時】 11月20日（木）午前10時から正午

【場所】 役場1階 もとやまホール

【行政相談委員】 筒井 幸弘

【問い合わせ先】 総務課 電話 76-22233

障害者の就労相談について

障害者の就労相談窓口を左記のとおり開設しますので、お気軽にご相談ください。

なお、相談は事前予約制となっていますので、相談日の3日前までに電話等で予約を入れてください。

【日時】 11月21日（金）午後1時～午後3時

【場所】 役場1階 もとやまホール

【対象者】

○障害や病気のある方で、

・一般企業への就職を目指す方

・就労の継続や生活に不安のある方

○障害者を雇用している企業担当者や支援事業所の方

【問い合わせ・予約先】

障害者就業・生活支援センター「ゆこあこ」

電話 0888-854-9111

意見箱を設置しています

本山町では、住民の皆さまに満足のいただける行政サービスの向上や提供を目指して「意見箱」を設置しています。

お気づきの点がございましたら、所定の用紙にご記入の上、意見箱に投函してください。また、町のホームページからも意見を寄せることができます。ご意見をお聞かせください。

【設置場所】 4箇所

・役場1階住民生活課前

・役場2階まちづくり推進課前

・役場3階市民ホール北側

・プラチナセンター入口付近

【問い合わせ先】 総務課 電話 76-22233

副業・バイト詐欺に注意！

「誰でも簡単に儲かる」「短時間で高収入」など簡単に稼げることを強調して人を集め、「登録料」「研修費」などの名目でお金を要求されることがあります。お金の要求がなくても最悪の場合、犯罪に加担するような仕事をさせられるケースも発生しています。

もし犯罪に加担してしまった場合、本人は周りに相談することができず利用され続ける結果になってしまうことも。

世の中に簡単に儲かる仕事はありません。甘すぎる言葉は信用しない！

他の仕事と比較して極端に賃金が高い仕事は警戒する。

もし少しでも怪しいと思ったのであれば、家族や周りの人に相談するようにしましょう！

★ひとりで悩まず相談を！

お悩みがあれば消費者ホットライン相談ダイヤル #1888（いやや）にご相談ください！

【問い合わせ先】

まちづくり推進課 電話 76-36916

